

令和2年第一回臨時会

八丈町議会議録

令和2年 11月25日 開会

令和2年 11月25日 閉会

八丈町議会

令和 2 年第一回八丈町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (11月25日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
承認第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
承認第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4
閉議及び閉会の宣告	1 6
署名議員	1 7

八丈町告示第48号

令和2年第一回八丈町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月13日

八丈町長 山下 奉也

- 1 期 日 令和2年11月25日(水) 午前9時
- 2 場 所 八丈町役場大会議室
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分事項の報告及び承認について(令和2年度八丈町一般会計補正予算)
 - (2) 専決処分事項の報告及び承認について(令和2年度八丈町一般会計補正予算)
 - (3) 令和2年度八丈町一般会計補正予算
 - (4) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - (5) 令和2年度農地防災事業樫立登立水路改修工事請負契約

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	广江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

不応招議員（なし）

令和2年第一回八丈町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和2年11月25日（水曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第18号 専決処分事項の報告及び承認について（令和2年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 4 承認第19号 専決処分事項の報告及び承認について（令和2年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 5 議案第57号 令和2年度八丈町一般会計補正予算
- 第 6 議案第58号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第59号 令和2年度農地防災事業樫立登立水路改修工事請負契約

出席議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	廣江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君

消 防 長	菊 池 邦 彦 君	総務課長	奥 山 拓 君
企 画 財 政 課 長	笹 本 博 仁 君	税務課長	福 田 高 峰 君
住 民 課 長	佐 藤 真 一 君	福 祉 健 康 課 長	奥 山 勉 君
建 設 課 長	瀬 筒 国 治 君	建 設 課 長 補 佐	八 洲 進 君
産 業 観 光 課 長	高 野 秀 男 君	企 業 課 長	菊 池 正 勝 君
病 務 院 長	高 橋 太 志 君	教 育 課 長	菊 池 良 君
会 計 課 長	田 村 久 美 君	代 表 監 査 委 員	浅 沼 拓 仁 君
企 画 財 政 係 長	沖 山 晃 君		

事務局職員出席者

事務局長	和 田 一 宏 君	局長補佐	菊 池 拓 君
書 記	佐々木 謙 一 君	書 記 (録音)	佐 治 涉 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、令和2年第一回八丈町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に、3番、4番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎承認第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、承認第18号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） おはようございます。

書類番号の1をお願いいたします。

承認第18号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和2年11月25日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年9月30日、八丈町長、山下奉也。

予算書をお願いいたします。1ページになります。

令和2年度八丈町一般会計補正予算。

令和2年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,529万4,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(笹本博仁君) はい。

令和2年9月30日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明をいたします。

19款1項基金繰入金500万円の増、財政調整基金繰入金となります。

歳入合計、補正前の額92億2,029万4,000円、補正額500万円の増、計92億2,529万4,000円でございます。

続いて歳出になります。

11款1項公共土木施設災害復旧費305万7,000円の増。

2項農林水産業施設災害復旧費97万5,000円の増。

3項その他公共施設災害復旧費177万3,000円の増。

いずれも9月23日、台風12号の災害復旧でございまして、町道、南原スポーツ公園、林道、末吉多目的交流施設、街路灯の災害復旧となります。

14款1項予備費80万5,000円の減。

歳出合計、補正前の額92億2,029万4,000円、補正額500万円の増、計92億2,529万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第3、承認第18号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第4、承認第19号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

承認第19号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和2年11月25日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年10月14日、八丈町長、山下奉也。

予算書のほうをお願いします。1ページをお願いいたします。

令和2年度八丈町一般会計補正予算。

令和2年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億3,829万4,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(笹本博仁君) はい。

令和2年10月14日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明いたします。

19款1項基金繰入金1,300万円の増、財政調整基金の繰入金となります。

歳入合計、補正前の額92億2,529万4,000円、補正額1,300万円の増、計92億3,829万4,000円でございます。

続いて歳出になります。

2款1項総務管理費398万1,000円の増、これは10月10日、台風14号の災害復旧となりまして、職員の手当等になります。

11款1項公共土木施設災害復旧費743万4,000円の増、町道の災害復旧となります。

2項農林水産業施設災害復旧費87万9,000円の増、林道の災害復旧となります。

次ページをお願いします。

3項その他公共施設災害復旧費121万4,000円の増、クリーンセンターの災害復旧となります。

4項文教施設災害復旧費20万6,000円の増、檜立公民館、尾越の水汲み場、富士中学校体育館の災害復旧となります。

14款1項予備費71万4,000円の減。

歳出合計、補正前の額92億2,529万4,000円、補正額1,300万円の増、計92億3,829万4,000円でございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 歳出の災害対策費の職員手当についてお伺いします。

10月10日の台風14号の災害に対してのということでしたけれども、390万って結構大きな金額なんですけど、1回災害が起きると、自主避難所とか用意して職員が張りついたりとか、超過勤務手当が増えるなどというのは分かるんですけども、1つの台風でこれぐらいかかるものなのか、今後のことも踏まえて教えてほしいんですけど、この内訳、どんな感じなのか、よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） おはようございます。

今回のこの台風14号だったんですけども、今、企財課長の説明によると10日からとあったんですけど、これ実際は前線の関係もありまして10月8日から、延べでいくと11日、計4日間の災害態勢を組んでおります。それに伴いまして職員のほう、また、避難所のほうの増設等もありまして対応職員が76名、また、4日間の延べでいくと220名分ということでしたので、このような手当等が発生したということになりました。

今後なんですけれども、気象庁さんとこの前打合せをしたんですけども、今後はこのような長雨等の大雨の警戒等が予測されるということも踏まえまして、今後大雨等になりましたら、これは気象庁さんとのお願い、要望をしたんですけど、気象庁からも島嶼部のほうに、リエゾンという情報連絡態勢の人員を配置していただけないかということでの要望もしてございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 住民の立場からすると、早めに自主避難所を開設してほしいと思いますし、例えばよく言いますけれども、うちにも介護度4の寝たきりの親がおりまして、雨の中連れていくのは大変なので、早めにしていただけるのは大変ありがたいんですけども、この360万という超過勤務手当、1回で4日間ですと、台風が何回も来たらこれが何回もかさむわけですよ。その辺の例えば平日との代休の交換にするとか、人件費は圧縮して避難所は開設するという、虫のいい話ですけども、何かそういうような打開策みたいなものはないのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） これ災害ということですので、どうしてもこのような態勢になりますということで、ご理解を願いたいと思います。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

11番。

○11番（廣江 才君） 同じ歳出で、これ何て読むのか知らないけれども、ノボリタテ排水路……

（「ヌクタチ」の声あり）

○11番（廣江 才君） 登立、すごい名前だね。排水路災害復旧工事で130万出ているんですよね。それで今回また契約ありますよね、これ。継続工事だと思うんです。農地防災事業 樫立、これ同じ現場じゃないんですか。ちょっとその辺。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 今回、台風14号で被災をしたこの登立排水路というのは、黒砂のほうに下りていく旧都道がありますけれども、その脇に水路がありまして、あの水路は実は、都道の下を横断管が通っているんです。その横断管が詰まってしまって、その都道の上流側が水位が四、五メートルぐらい上がるぐらい、非常に道路に対しての水圧もかかっているという状況がありまして、その都道を横断している部分の水路の開通、詰まりを取っている、詰まりを除去した修繕ということになっています。

今日の案件の同じような名前の水路は、それと全く別で、ふれあいの湯のほうの脇を通っている水路の契約ですので、全然場所が違います。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第4、承認第19号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第5、議案第57号 令和2年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の2をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

議案第57号 令和2年度八丈町一般会計補正予算。

令和2年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,958万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2,787万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（笹本博仁君） はい。

令和2年11月25日、提出者、八丈町長、山下奉也。

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正、追加となります。

3款1項社会福祉費、新型コロナウイルス感染症緊急対策経済支援水道料金補助金1,800万円の繰越しとなります。

この後の補正でも説明いたしますけれども、水道料金の補助事業につきまして、この11月使用分から来年3月まで5か月間延長したいと考えてございます。3月の使用分は4月の請求となるため、繰越しするものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明いたします。

15款2項国庫補助金7,458万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

19款1項基金繰入金1,500万円の増、財政調整基金繰入金となります。

歳入合計、補正前の額92億3,829万4,000円、補正額8,958万4,000円の増、計93億2,787万8,000円でございます。

続いて歳出になります。

3款1項社会福祉費9,000万円の増。

先ほども申し上げましたが、水道料金の補助事業について、この11月使用分から来年3月まで5か月間延長するものでございます。請求は12月から来年4月分の請求となります。

14款1項予備費41万6,000円の減。

歳出合計、補正前の額92億3,829万4,000円、補正額8,958万4,000円の増、計93億2,787万8,000円でございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑は歳入歳出一括でお受けいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（岩崎由美君） 台風、大雨、そしてこのコロナとか、どんどん予定にはない災害があつて、財政調整基金、基金を繰り入れることになるんですが、今後も同じような災害があつた場合、毎回毎回かなりの基金を繰り入れることになるかと、町の現状、今後いろんな予算が縮小されることになるかもしれない。その中で繰入れがこういうふうが続いていくと、今の町の財政的にはどうなのか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） この災害もそうでございますけれども、ご承知のとおり、今年度から防災無線のデジタル無線、新クリーンセンターの工事が始まります。非常にその部分が大きいわけでございまして、令和4年、5年というのが非常に財政的には一番苦しくなると。当然、財政調整基金を大きく取り崩して予算を組まなければならないというような状況でございます。そのようなことで、大変厳しい状況でございます。来年度の予算につきましても、交付税等も減額が見込まれております。

今、町のほうでは当初予算、見積りを行っておりますけれども、これまで以上に委託料等の見直しをして見積りにとということで、各課に指示をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） どんどん厳しくなる中で、いろいろ緊縮財政で頑張っていくのを私たちもそれを見ていかなきゃいけないと思うんですけれども、もう少し長期的にいつて基金を繰り入れる、繰り戻すですね。それはどのように考えていますか、長期的に。この令和4年、5年は頑張っていくとしても、その後、将来的にやはり考えていかなきゃいけないと思うん

ですけども。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 今年度も繰戻しはしたいところですが、なかなか厳しい状況だと思っております。

大きな工事の後も、やはりまず起債がございます。この部分については交付税、有利な起債を借り入れるという形で、長くはなるかもしれませんが、毎年毎年できる限りの繰入れを、繰戻しですか、してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） ございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第57号 令和2年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第6、議案第58号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） それでは、書類番号の3をお願いいたします。

議案第58号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和2年11月25日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公務員法第14条及び第59条の規定により、人事院による公民給与の調査等や勧告を参考とし、八丈町の一般職員の給与を改正するとともに、国の特別職の給与等の改正状況を踏まえ、八丈町特別職の給与等を改正する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

こちらのほうでございますけれども、今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大影響等を考慮いたしまして、10月7日に人事院より勧告がございました。内容といたしましては、ボーナス支給において、民間との格差の均衡を図るために引き下げる内容となっております。

それに伴いまして今回、職員、特別職、議員の皆さんも一緒なんですけれども、12月の期末手当におきまして0.05月分を減額調整するものですので、よろしくをお願いいたします。

次のページ、最後のページになりますが、附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条の規定は、令和3年4月1日から施行するということになってございます。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第58号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案どおり可決いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君）　続きまして、日程第7、議案第59号　令和2年度農地防災事業極立登立水路改修工事請負契約を上程いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君）　書類番号の4をお願いいたします。

議案第59号　令和2年度農地防災事業極立登立水路改修工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和2年11月25日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

令和2年度農地防災事業極立登立水路改修工事請負契約。

令和2年度農地防災事業極立登立水路改修工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的。令和2年度農地防災事業極立登立水路改修工事。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金6,325万円。

4、契約の相手方。東京都八丈島八丈町大賀郷2686番地、国司建設株式会社、代表取締役、鈴木國司。

支出科目については省略いたします。

工期は、令和3年3月19日となっております。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

裏面の内容につきましては、産業観光課長が説明いたします。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君）　産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君）　それでは、裏面をご覧ください。

登立水路改修工事につきましては、平成29年からの4か年事業で、今年度が最終年度となります。

現況としましては、左下の写真をご覧いただければ分かるんですけども、下のコルゲート水路というものになっておるんですが、こちらのほうを撤去してコンクリート製の排水路を設置いたします。長さは249.3メートルとなります。水路の高さは約1メートル20、幅は

1メートル60になります。

整備箇所につきましては、平面図の左上のほうになりますね、第四区と書かれているところになります。また、防風用として植栽も行う予定です。

簡単ですが、以上で説明を終わりにします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第59号 令和2年度農地防災事業極立登立水路改修工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（奥山幸子君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

よって、令和2年第一回八丈町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 9時27分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年11月25日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 山 下 則 子

署 名 議 員 山 本 忠 志